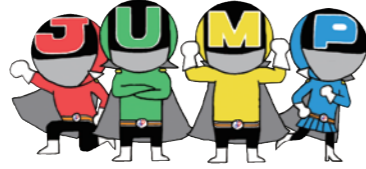


STEP
3

被害者にも加害者にも ならないための eラーニングの設問を考えよう!

各グループで被害者にも加害者にもならないために「気をつけたいこと」を検討し、それが答えになるような設問を考え、発表してくれました。その一部をご紹介します。



弘前ブロック(弘前署・黒石署) 7月25日



オンラインカジノによる被害で適切なものはどれか?



ネット広告で買った商品が思ったのと違ったので返品したいけど、できるかな?

八戸ブロック(八戸署・三戸署・五戸署) 7月29日



ネットで見つけたチケット仲介サイトで買ったコンサートのチケットが様々な値段で売られている。どれを買うべき?



通信販売について間違っているものを選びなさい。

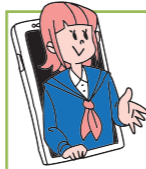
十和田ブロック(十和田署・三沢署・七戸署) 7月31日



1日で10万円儲かるという広告が出てきた。その時取るべき行動は?



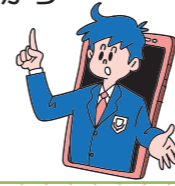
お金が欲しいと思っている時に、銀行口座を5万円で売ってくださいというサイトを見つめました! どうする?



設問を作成した理由として、

- みんなにだまされないでほしいと思ったから
- 知らない法律や制度があったので知ってほしいから
- 簡単にネットの情報を信じてほしくないから
- 悪質なサイトからの購入は危険だと思ったから
- 思いがけず、犯罪の加害者になってしまう危険性があるから

などの意見が出されました。



警察本部では、研修会で考案された設問を活用し、「高校生向けeラーニングシステム」を制作。県内の全高等学校に配布するほか、県警Webページに掲載する予定です。お楽しみに!



18歳=新成人からの 犯罪被害・加害防止のための3箇条

1 ネットモラル・リテラシーを身に付ける

インターネットを利用する一人一人に求められています。

2 ネットの特性と危険性を知る

日常的なネットの利用状況をもう一度見直して、トラブルの未然防止につなげましょう。



3 成人は「できること」が増える反面、「責任」が生まれることを自覚する

成人するということは、「自分がしたこと」の責任は「自分で負う」ということです。

どうしよう? 困った時の相談先

消費者ホットライン 188 (いやや)

(全国共通) 契約や悪質商法によるトラブル、製品・食品やサービスによる事故などの相談を受け付けています。

警察安全相談 #9110

(全国共通) 最寄りの警察本部の相談窓口につながります。

おかしいな?
と思ったら、



早めに相談
しましょう!

高校生の ネットセーフティ 研修会

~18歳からの犯罪被害・加害ゼロ対策~



令和6年7月、青森県警では「高校生のネットセーフティ研修会」を県内3ブロック(八戸・弘前・十和田)で開催しました。

令和4年4月1日の民法改正により成年年齢が18歳に引下げになってから2年が経過しました。

成年年齢引下げによる影響や問題点などから、犯罪の被害者にも加害者にもならないために新成人となる前に知っておくべき、ネットモラル&ネットリテラシーについて、他校生や世代間の交流を図りながら学びました。

青森県警察本部・青森県

STEP 1



(1)みんなでチェック！インターネット利用状況

自分または周りの友人の「普段のネット利用状況」について考え、「問題点や危険性」、「気をつけたいこと」を話し合いました。

質問

①

ほぼ毎日利用しているSNSやアプリゲームがある

使いすぎ
依存、夜更かし
文字だけだと誤解を招く

時間を決めて守る
ネットから離れる時間
を作る

②

SNSに写真やコメントを投稿したことがある

個人情報流出
コメント炎上
写真が悪用される

投稿前に確認、見ている人が不快になるコメントは書かない、みんなが見ていることを意識する

③

ゲームやアプリなどで課金したことがある

気づかぬうちに使いすぎる
夢中になる

金額設定、親とルールを決める
おこづかいの範囲でやる

④

問題があると感じるメッセージや広告を見かけたことがある

知らない番号からメッセージが来る
詐欺被害
違法サイトへつながる

広告のクリックに気をつける、知らない番号からのURLはクリックしない

⑤

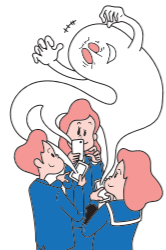
ネットトラブルに遭ったことがある

グループメッセージでの喧嘩、知らない人とオンラインゲームでもめ事、精神的に傷つく

すぐに相談する
SNSの投稿内容は慎重に！

(2)ネットトラブル事例

中・高校生が陥りやすいネットトラブルや現状を知ろう！



不適切動画の投稿・迷惑行為

飲食店やアルバイト先でのふざけた行為を撮影し、面白半分ネットに投稿

➔ **刑事事件** (威力業務妨害、器物損壊罪など) **民事事件** (高額な賠償請求)

個人を特定されて炎上したり、学校や家族に迷惑をかけたりすることに…行為者だけでなく、撮影者、投稿者も「責任」を問われます。

SNS上での誹謗中傷

ネット上で友達や知人に限らず、芸能人や著名人に対する**言葉の暴力は犯罪**です。刑事事件(侮辱罪・名誉毀損罪など)・民事事件で責任を問われることになります。

性的画像に関する事件・トラブル

性的な画像のやりとり、**盗撮**して画像を**所持**したり、**拡散**したりする行為は犯罪です。絶対にやめましょう！

➔ **性的姿態等撮影罪、児童買春・児童ポルノ禁止法違反など**

STEP 2



どうなる？成年年齢引下げによる影響 (1)成人になると「できるようになること」とは？

18歳=成人になると、「できるようになること」にはどんなことがありますか？

18歳になったら「できること」

- 親の同意がなくても契約できる
 - 携帯電話の契約
 - ローンを組む
 - クレジットカードを作る
 - 一人暮らしの部屋を借りるなど

- 10年有効のパスポートを取得する
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- 結婚/女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に。
- 性同一性障害の人が、性別の取扱いの変更審判を受けられる

20歳にならないと「できないこと」

- 飲酒
- 喫煙
- 養子を迎える
- 公営競技の投票券の購入(競馬、競輪、オートレース、競艇)

参考:「政府広報オンライン」

(2)新成人が巻き込まれやすい犯罪被害・加害の実態

18歳新成人 + ネット利用

= 新たな犯罪被害・加害!?



新成人が犯罪被害のターゲットになる危険性

1人で契約できる + ネットでのやりとりに抵抗がない + 契約などに関する知識や経験が少ない



国民生活センターによると、契約の当事者が18歳・19歳の相談件数は令和5年中9,675件！ネット関連として、通信販売や美容医療、副業、出会い系アプリの相談が多くみられます。

新成人になると『親の同意を得なくても、自分の意思で様々な「契約」ができる』ようになりますが、その反面、大人としての「責任」も生まれたり、「契約」に関するトラブルや犯罪の被害者や加害者になってしまったりする危険性があります。



『犯罪の被害者』になるケースと対策について

ケース1 高額商品の契約

SNSの広告で「初回無料」「いつでも解約可能」と書かれていたので、試しに初回だけと思って購入してみたら解約できず、2回、3回と商品が届き、2回目からは高額な請求がきた。契約で6回以上購入しないと解約できないことになっていた。

- 未成年者取消権が行使できない。
- 通信販売にはクーリングオフ制度がなく、返品・キャンセルができないことが多い。
- 購入前に「最終確認画面」でしっかり契約内容を確認！

ケース2 儲け話詐欺

SNSで「簡単に儲かる」「記事を書くだけ」という広告を見て、マニュアルを3千円で購入。その後、儲かるには「有料プランでサポートする」と言われ、60万円のプランを契約。その後、事業者と連絡が取れなくなった。

- 「簡単に儲かる」はあり得ない。
- 「稼いでから支払えいい」「学生ローン」を勧められるなどは要注意！

ケース3 チケット転売

好きなアイドルグループのライブチケットをSNSで知り合った人から2枚を計5万円で買うことにし、コード決済で相手に送金した直後から、全く連絡が取れなくなった。

- チケットは公式サイトから購入
- 不正転売は犯罪
- 個人でのやりとりは高リスク！

ケース4 出会い系アプリ

18歳から利用できるマッチングアプリで知り合った相手から「会いに行くから航空券代を銀行口座に入金してほしい」と要求された。

- ネットで知り合った人と会うことなくやりとりを続けることで恋愛感情や親近感を抱き、金銭をだまし取られる「ロマンス詐欺」が増加！
- ネットで知り合った人からのお金の話は危険！

ケース5 オンラインカジノ

ネットで「オンラインカジノおすすめランキング」というサイトを見つけた。「18歳から利用可能」「安心高評価」と書かれたカジノに参加したら負けてしまい、負け分を取り返そうと何度もやっているうちに止められなくなった。

- 日本国内で「オンラインカジノ」に接続し、賭博を行う行為は犯罪です。
- ネット上の「安心高評価」などの誤った情報を簡単に信じないこと！
- オンラインカジノで借金苦、ギャンブル依存になることも！！

『犯罪の加害者』になるケースについて

ケース6 特殊詐欺を助長する犯罪

- ① ネット銀行のログインID、パスワードを5万円で売ってください！というサイトを見つけて、小遣い欲しさからネット銀行の口座を開けて売った。
- ② ネットで知り合った人から「契約済みの携帯電話(スマホ)を3万円で売ってほしい。」と頼まれたので売った。

STOP! それは特殊詐欺に関わる犯罪です!

銀行口座

銀行口座を他人に譲渡する行為 → **犯罪収益移転防止法違反!**

譲渡すると分かっている銀行口座を作る行為 → **詐欺罪!**

携帯電話

携帯電話を他人に譲渡する行為 → **携帯電話不正利用防止法違反!**

転売することを隠して携帯電話を契約する行為 → **詐欺罪!**